

**モノづくり企業新規事業創出プログラム委託業務
(オープンイノベーション裾野拡大事業)
企画提案書募集要項**

この要項は、モノづくり企業新規事業創出プログラム委託業務（オープンイノベーション裾野拡大事業）を実施するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

※ 本業務の実施は、令和8年2月定例愛知県議会における予算の成立を条件とする。

※ 本業務の実施は、地域未来交付金（地域未来推進型）の採択を条件とする。

1 事業名

モノづくり企業新規事業創出プログラム委託業務（オープンイノベーション裾野拡大事業）

2 事業目的

本県では、県内の製造業の製品・技術等を広くアピールするため、2003年度から、世界に誇る独自の技術や製品を有する優れたモノづくり企業を「愛知ブランド企業」として認定（認定企業累計426社）してきた。

しかし近年、カーボンニュートラル実現に向けた技術革新やDXの加速、消費者ニーズの多様化に加え、アメリカの関税政策の転換など、事業環境は大きく変化している。このような中で、愛知ブランド企業を始めとするモノづくり中小・中堅企業が持続的な成長を遂げるためには、既存の製品や技術に固執することなく、新市場への参入や新製品の開発等（以下「新規事業創出」という。）にチャレンジし、新たな企業価値を創造する必要がある。

そこで本事業では、愛知ブランド企業を始めとするモノづくり中小・中堅企業が持続的に成長し続けるため、自社のコア技術を活かした新規事業創出を支援する。

また、このような環境変化にスピード感を持って対応するには、自社単独での取り組みに限らず、外部の知見や技術を積極的に取り入れることが有効な手法となる。そこでSTATION Ai 会員企業やスタートアップ、シーズを有する事業会社などとのオープンイノベーションや各分野の専門家も活用し、新規事業創出を支援する。

3 事業内容

別添「モノづくり企業新規事業創出プログラム委託業務仕様書」のとおりとする。

4 業務実施上の注意点

- (1) 本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することはできない。事業の一部を再委託する場合は、再委託する事業の内容及び必要性等を十分勘案すること。
- (2) 成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (3) 個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。
- (4) 本事業を総括する責任者（以下「総括責任者」という。）を1名配置するとともに、事業を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (5) 何らかのトラブルが発生した場合は、総括責任者は県に遅滞なく報告するとともに、県と連携の上、すみやかに解決を図ること。
- (6) 受託事業者は、本事業の実施において、県と十分協議のうえ行うこと。
- (7) 事業実施の打ち合わせを定期的に行い、打ち合わせた内容の議事録を速やかに県に提出すること。
- (8) 県等の他の事業との連携など、事業の実施に際しては柔軟に対応すること。

5 成果物

- ・事業実施報告書（A4判） 3部
- ・上記の電子データ 1式
- ・本事業の事業成果を取り纏めた広報資料（仕様書4（2）ウc） 10部
- ・その他、本県が指示したもの

※電子データは県が指定する形式で作成すること。

6 納品場所

愛知県経済産業局産業部産業振興課

7 応募資格

応募資格者は、モノづくり中小・中堅企業の新規事業創出に関する優れた企画力、技術力、ノウハウ等を持っている法人で、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置の対象となる法人でないこと。
- (3) 企画提案書の提出期限において、愛知県から「愛知県会計局指名停止取扱要領」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (6) 過去に製造業に対する新規事業創出支援の実績があること。

8 募集期間

2026年2月24日（火）から3月17日（火）午後5時まで

9 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約
- (2) 委託金額限度額
金29,051,310円（消費税及び地方消費税額を含む。）
- (3) 契約保証金
愛知県財務規則129条の2により、契約金額の100分の10以上の額とする。
（あるいは、愛知県財務規則第129条の3第3号の規定に基づき全額免除する。）
- (4) 契約期間
契約締結の日から2027年3月26日（金）まで
- (5) 委託費の対象経費
本業務に係る人件費、講師謝金、交通費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、再委託費、賃借料等 ※詳細については、別紙1の経費支出基準を参照すること。
- (6) 委託費の支払条件
精算払とする。
- (7) その他
企画提案の内容に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

10 応募方法等

(1) 企画提案書の提出

ア 提出書類

提出書類	注意事項	規格及び制限枚数
① 企画提案書（表紙）	様式1を使用	A4縦1枚
② 企画提案書（内容）	参考様式に準じて記載	A4縦10枚まで
③ 経費見積書	様式2を使用	A4縦2枚まで
④ 過去3年間の類似業務実績	任意様式にて記載	A4縦3枚まで
⑤ 添付資料	㊦提案者の概要がわかるもの ㊧定款、寄付行為の写し ㊨社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3を使用） ㊩（共同事業体の場合） 共同事業体協定書の写し、委任状 ※令和6・7年度愛知県入札参加資格者名簿に登載されていない場合は、下記も必要。 ㊪直近2年の決算報告書 ㊫県税の滞納がないことの証明書（直近のもの） ㊬法人税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書（直近のもの）	—

※様式は、愛知県のホームページ

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sangyoshinko/aichi-oi-2026.html>)

からダウンロードのこと。

イ 記述する内容等

① 企画提案書（表紙）

- ・様式1を使用し、本事業を行うにあたっての基本的情報を記載すること。
- ・文字サイズは12ポイント以上とすること。

② 企画提案書（内容）

企画提案書は、A4縦判・横書き・片面使用、文字サイズは12ポイント以上とすることとし、以下の事項を記載すること。ただし、図表その他の関係で前記により難しい場合はこの限りではない。

- ・全体方針
基本方針、目的、コンセプト等がわかるものとする。
- ・事業の実施内容
内容等をできる限り詳細に記載すること。
- ・事業の実施体制及び役割分担
本事業を実施するための組織体制（事業の一部を再委託する場合は、再委託先の体制を含む。）をできる限り詳細に記載すること。また、本業務遂行にあたる総括責任者以下の役割分担をわかりやすく記載すること。
- ・事業の実施方法
本事業の実施方法、年間スケジュール等を項目別に詳細に記載すること。

③ 経費見積書

- ・様式2を使用し、積算額及び備考欄にその積算根拠を記載すること。
- ・単位は円とすること。

④過去3年間の類似業務実績

- ・これまでの類似業務実績について、実施内容、実施期間等を項目別にできる限り具体的に記載すること。

⑤添付資料

- ・㊦提案者の概要がわかるものについては、法人案内、パンフレット等とする。
- ・㊧定款・寄付行為の写しについては、法人格を有しない場合は、運営規約に相当するものとする。
- ・㊨様式3及び申告する内容を証明する書類の写しを添付すること。
- ・共同事業体の場合は、㊩共同事業体協定書の写し、委任状を添付し、構成員ごとに㊦から㊨の書類を提出のこと。

※令和6・7年度愛知県入札参加資格者名簿に記載されていない場合は、下記も添付すること

- ・㊪直近2年の決算報告書、㊫県税の滞納がないことの証明書（直近のもの）、㊬法人税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書（直近のもの）を添付すること。

ウ 企画提案にあたっての留意事項

- ・企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- ・企画提案書の内容が本要項の規定に適合しない場合は無効となる場合がある。
- ・本事業に係る成果物は、県に帰属するものとする。

エ 提出部数

正本1部、副本8部とする。 ※副本は⑤添付書類不要

(2) 提出期限等

ア 提出期限 2026年3月17日（火）午後5時必着

※持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く平日午前9時から午後5時までとする。

※提案書に不備等があり、提出期限までに整備できない場合は、当該企画提案書は無効とし、書類は返却しない。

イ 提出方法

持参、又は郵送（配達証明に限る。）、若しくは信書便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）のいずれかとする。

ウ 提出先 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 本庁舎1階

愛知県経済産業局産業部産業振興課 基盤産業・調整グループ
（担当：中西）

エ 提出書類の取り扱い

- ・提出された書類は返却しない。
- ・企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とする。
- ・企画提案は、1事業者1提案とする。
- ・提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び選定委員会での使用に限る）する。
- ・提出された書類の内容については、提案者の承諾なしに他に利用することはない。

オ 問い合わせ先

愛知県経済産業局産業部産業振興課 基盤産業・調整グループ

TEL：052-954-6340（ダイヤルイン） FAX：052-954-6976

メール：sangyoshinko@pref.aichi.lg.jp

※ 本業務に関する質問等は、メールで2026年3月4日（水）午後5時まで受け付ける。ただし、企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため、受け付けない。

なお、質問への回答は、質問者あてにメールで回答するほか、3月9日（月）までに愛知県のホームページに掲載する。

1.1 選定事業者数

1者

1 2 審査の実施

(1) 選定委員会

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者を選定する選定委員会を設置する。

(2) 審査方法

提出された企画提案書をはじめとする書類（以下「提案書」という。）について、県が設置する選定委員会において審査を行い選定する。なお、提案数が4案以上であった場合には、必要に応じて産業振興課で書面審査を実施し、3案程度をあらかじめ選定する。審査は非公開とし、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。

選定委員会における審査は、提案書に基づく書面審査及び、提案者によるプレゼンテーションにより行う。

※プレゼンテーションは、1者10分程度、パソコン、プロジェクター等の電子機器の使用は不可、説明終了後に質疑応答を5分程度行う。

※選定委員会は、2026年3月30日（月）に名古屋市内での開催を予定している。具体的な時間等は、別途連絡する。

(3) 選定基準

委託事業者を選定する際の主なポイントは、以下のとおりとする。

ア 実施方針、実施体制の妥当性

- ・実施方針は適切か。
- ・実施体制（組織体制）は適切か。
- ・全体スケジュールは適切か。

イ 実施内容の妥当性等

- ・支援企業の募集方法は効果的な手法となっているか。
- ・具体的な成果に繋がるように制度設計されているか。
- ・コーディネーターや専門家（外部有識者等）による支援は、支援企業が目指す新規事業創出の方向性に応じて適切な支援を行える手法となっているか。
- ・事業実施及び成果の創出に必要なノウハウ、ネットワークが優れているか。
- ・事業効果を高める付加的な提案がなされているか。

ウ 費用対効果

- ・経費の見積もりは適切か。

エ 社会的取組

- ・社会的価値の実現に資する取組を行っている事業者か。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、2026年4月上旬まで（予定）に提案者に文書で通知する。なお、審査結果は愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、委託事業者選定委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問い合わせには応じられない。

(5) 契約

- ・選定された候補者の委託業務の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。また、積算金額については、予算の範囲内で実施計画や市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することがある。
- ・候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議、調整を行い、協議等が整ったうえで契約を締結する。ただし、協議等が整わない場合は、次点者が、改めて県と協議等を行うこととする。

1 3 スケジュール（予定）

2026年2月24日	委託事業者の募集（2026年3月17日午後5時まで）
3月4日	質問の受付（午後5時まで）
3月9日	質問に対する回答の公表
3月30日	選定委員会開催、委託事業者（候補）決定
4月上旬	採否通知、契約締結、委託業務開始
2027年3月26日	委託業務完了

1 4 その他

- (1) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。
- (2) 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格になる場合がある。
 - ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示事項に違反した場合
 - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合
- (3) 応募及び契約の手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) この要領に定めるもののほか、選定実施にかかる必要な事項は、愛知県が定める。

1 5 連絡・問合せ先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県経済産業局産業部産業振興課 基盤産業・調整グループ

電話 052-954-6340（ダイヤルイン）

別紙1 経費支出基準

- (1) 本業務に係る人件費、講師謝金、交通費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、再委託費、賃借料等
- (2) 対象経費
 - ア 人件費
コーディネーター、外部専門家及び本事業に従事する従業者に支払われる給与等
 - イ 講師謝金
事業の実施に必要な謝金
 - ウ 交通費
事業の実施に必要な交通費（電車代、タクシー代等）
 - エ 印刷製本費
報告書等の作成、資料等に必要な印刷製本費
 - オ 消耗品費
事業の実施に必要な消耗品費
 - カ 通信運搬費
事業の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）
 - キ 再委託費
一部の事業を再委託する場合の経費
 - ク 賃借料
事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料
 - ケ その他
本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費
 - コ 一般管理費
上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費
 - サ 消費税及び地方消費税
上記経費に係る消費税及び地方消費税